

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立東町小学校 令和5年（2023年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

東町小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

本校の基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等の対策を総合的且つ効果的に推進するために作成しました。いじめ防止の理念やいじめの定義、いじめ発生時の対処の手順などを示し、本校HPに掲載しております。また、児童版を5月に配付し、いじめ防止の啓発を行っています。

東町小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

委員会は、いじめの未然防止、早期発見、事案対処などの目的で設置しています。学級担任をはじめ、生徒指導部担当者、教頭、教務担当者、養護教諭などで構成し、スクールカウンセラー等と連携しながら組織的に対応していきます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

東町小学校いじめ防止プログラム
○いじめアンケートを年3回実施して、いじめの早期発見を行います。
○児童の教育相談を10月に実施します。また、児童の実態に合わせて、教育相談を適時行います。
○保護者懇談会を7月と12月に実施して、家庭での児童の様子について共有します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の東町小学校のいじめ対策組織担当は、原田です。

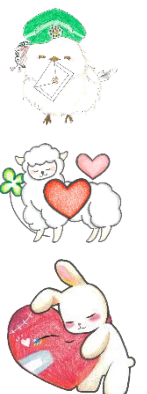
連絡先0166-32-3296 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター (電話) (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
上川教育局教育相談電話 (電話)	0166-46-5243	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター